（様式４）

守秘義務対象資料の開示に関する誓約書

（夢洲第２期区域のまちづくりに向けたサウンディング型市場調査）

令和　　年　　月　　日

大阪都市計画局長、大阪港湾局長　様

所　在　地

名 称

及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、今般、大阪都市計画局及び大阪港湾局（以下「府市」といいます。）から令和４年12月22日付で案内がありました「夢洲第２期区域のまちづくりに向けたサウンディング型市場調査実施要領」（以下「実施要領」といいます。）に係る提案書を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望します。守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。

２　当社は、別表に記載する法人グループ構成企業に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

また、本誓約書に記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を府市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がその義務を違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、府市から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、府市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、府市又は当該情報の提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

府市から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により府市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により府市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄又は消去の前後を問わず、また当社が「夢洲第２期区域のまちづくりに向けたサウンディング型市場調査」に参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより府市又は第三者（府市に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（印刷物等の破棄等）

１　守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、令和５年７月31日までに（又は本誓約書の違反等により府市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。

２　前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合や法令等又は司法機関若しくは行政　機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 構成法人名 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |